

平成 17 年 9 月 12 日

京都市立小学校冷房化等事業実施における石綿対策について

昨今の報道にありますとおり、石綿は 1970 年から 1990 年に掛けて大量に輸入され、その多くは建材として建築物に使用、今後これらの建築物の老朽化による解体工事の増加に伴い、解体工事従事労働者の石綿による健康障害の発生が懸念されています。

石綿含有製品のうち建材、摩擦材及び接着剤については、既に製造、使用が禁止されていますが、さらに関係労働者の健康障害防止対策の充実を図るため、石綿障害予防規則が制定され、平成 17 年 7 月 1 日から施行されました。

京都市立小学校冷房化等事業入札参加者におかれては既に御承知のことと存じますが、事業の実施に当たっては、小学校の教室、廊下等の天井ボード等には石綿が含まれているものとみなして、関係法令、規則等を遵守して施工していただくよう、改めてお願い致します。

(関連法令等抜粋)

- 石綿障害予防規則（厚生労働省令第 21 号 平成 17 年 2 月 24 日公布）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/dl/tp0224-1a.pdf>

- 非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針（平成 17 年 3 月 30 日付け環廃産発第 050330010 号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物適正処理・不法投棄対策室長通知「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について」）

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbesto.pdf>

- 非飛散性アスベスト含有建材の除去に関する仕様書（平成 17 年 7 月 京都市）

…参考資料として次項に添付します。

非飛散性アスベスト含有建材の除去に関する仕様書

1 施工計画書

非飛散性アスベスト含有建材（以下「アスベスト成形板」という。）の除去に際しては、事前に施工計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。

2 施工調査

アスベスト成形板の除去に当たり、事前にアスベスト成形板の仕様及び使用部位、廃棄物等の排出方法についての施工調査を行い、調査結果を監督職員に報告するとともに、下請けを含め周知すること。

3 施工方法

(1) 作業主任者

請負者は、石綿作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければならない。

ア 作業に従事する労働者がアスベスト粉じんにより汚染され、又はこれらを吸引しないように、作業法を決定し、労働者を指揮すること。

イ 保護具の使用状況を監視すること。

(2) アスベスト成形板の除去

ア アスベスト成形板の除去は、内装材及び外部建具等の撤去にさきがけて行う。

イ 建物内部で除去作業を行う場合は、外部建具を閉鎖するとともに、ガラスの破損箇所又は換気扇枠等で粉じんが外部に飛散するおそれがある箇所プラスチックシート等で塞ぐとともに壁面及び床面についてもプラスチックシートで養生する。

ウ アスベスト成形板の除去は、可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則として、「手ばらし」とし、できる限り原形のまま撤去する。

エ 除去作業中は、散水その他の方法により、アスベスト成形板を可能な限り湿潤な状態として作業を行う。ただし、ねじ等を外しての原型のままの撤去、カッターナイフによる切断等の発塵が極めて少ない方法による場合又は、HEPAフィルタを組込んだ集塵装置を使用する等アスベストの飛散を防止して作業を行う場合は、この限りではない。

オ 除去作業時には、防じんマスク、防護メガネ及び防護衣を着用させる。ただし、上記エの極めて発塵が少ない方法又は飛散を防止する方法による場合は、防護服に代えて作業服でも良い。

カ 除去したアスベスト成型板は直ちに丈夫なビニル袋詰し、飛散を防止すること。

キ 除去作業後、アスベスト成形板の破片、破断粉及び作業衣等に付着した粉じんが残存しないよう、HEPAフィルタを組込掃除機により、清掃及び後片付けを十分に行う。

なお、拭き掃除による清掃は不可とする。

(3) アスベスト成形板の集積、運搬等

ア 除去したアスベスト成形板の集積及び積み込みに当たっては、高所より投下しないこと。

イ 除去したアスベスト成形板を運搬するまでの間、現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め、一般の内装材と分別して保管するものとし、シートで覆う等、ビニル袋の損傷による飛散防止の措置を講じる。また、保管場所には、アスベスト成形板の保管場所であることの表示を行う。

ウ アスベスト成形板の運搬に当たっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。

エ アスベスト成形板の除去、集積、積み込み及び保管等の処理が完了した場合は、速やかに監督職員に報告し、確実に処理されたことの確認を受ける。

(4) アスベスト成形板の処分等

ア アスベスト成形板は、産業廃棄物として安定型処分場で処分するが、他の廃棄物と混合して排出してはならない。

また、マニフェストにはアスベスト成形板であることを明示する。

イ 除去されたアスベスト成形板の処分が完了した場合は、マニフェストを監督職員に提出し、処分が確実に行われたことの確認を受ける。